

## 中小企業憲章・中小企業振興基本条例と地域金融 ～中小企業家同友会の取り組みを中心に～

中小企業家同友会全国協議会 瓜田 靖

### 目次

- 1、はじめに—中小企業家同友会とは
- 2、貸し渋りの経験と金融アセスメント法
- 3、中小企業は金融に何を求めているのか
- 4、金融アセスメント法制定運動から中小企業振興基本条例制定運動へ
- 5、なぜ中小企業憲章運動に取り組んでいるか—金融アセスから中小企業憲章へ
- 6、中小企業憲章・条例推進運動の成果と課題
- 7、中小企業振興基本条例における地域金融の位置づけ
- 8、運動に「もし」が許されるなら

### 1、はじめに—中小企業家同友会とは

私たち中小企業家同友会全国協議会（略称・中同協、<http://www.doyu.jp>）は、個人加盟の中小企業経営者の団体であり、全国4万6000名の会員で構成している。「良い会社をつくろう」「良い経営者になろう」「良い経営環境をつくろう」という三つの目的を掲げ、企業の発展と中小企業の地位向上をめざして日々研鑽している。このような企業経営の自助努力を前提として金融問題などでも中小企業経営の立場から政策と提言を情報発信してきた。

- ・ 1957年に東京で日本中小企業家同友会（現・東京中小企業家同友会）として創立。
- ・ 中小企業家同友会全国協議会（以下、中同協）は1969年に設立され、47都道府県ごとに同友会組織が存在し、46,227名（2018年1月）の中小企業経営者が個人加盟している。会の財政は会費収入が中心であり、国や自治体から補助金など財政的支援は受けていない独立した中小企業団体である。
- ・ 同友会の3つの目的
  - ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。（**良い会社をつくろう**）
  - ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（**良い経営者になろう**）
  - ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（**良い経営環境をつくろう**）
- ・ 中小企業家同友会では、「3つの目的」と「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域と共

に歩む中小企業」をめざすことを同友会理念と呼んでいる。

- ・ 1975年に中同協は「労使見解」（「中小企業における労使関係の見解」）を公表。経営者の責任を明確にし、労使の信頼関係こそ企業発展の原動力であることを強調している。
- ・ 中小企業家同友会では、経営理念、経営方針、経営計画を総称して「経営指針」と呼び、会員企業で経営指針を成文化し実践していく運動に取り組んでいる。

## 2、貸し渋りの経験と金融アセスメント法

私たちは、1997年以降の金融危機の中で、中小企業は金融機関による「貸し渋り」「貸しはがし」を経験（当会アンケートによれば、5社に1社、大都市部では4社に1社が経験）し、行政の適切な対応を求めるとともに、金融機関との信頼関係づくりでも多くの教訓を得た。この取り組みの中で、金融問題の解決とともに、地域と中小企業を活性化させる有効な手段として「金融アセスメント法」(1)の法制化を2000年から提唱するに至ったのである。また、このような経験の中で多くの中小企業経営者は、地域金融機関、とりわけの協同組織金融機関（信用金庫、信用組合など）の重要性に改めて気づかされ、中小企業の地域で最も頼りになるパートナーになり得る可能性があることを確信した。この時点では、金融アセスメント法は制定されなかったが、現在も継続してその実現を要望している(2)。

このような体験から私たちは、「貸し渋り問題」に直面して緊急の金融対策や中小企業対策を要望してきたが、個別の問題に個別の対応策を求めていくだけでは問題提起・告発の域を出ず、後追いの立場しか取れないことが自覚された。私たちは、金融アセスメント法制定運動に取り組み、体系的な制度改革を政策提言することで効果的に政策の主導権を取れるという認識を深めて現在、その教訓を生かし、中小企業憲章(3)、中小企業振興基本条例の制定運動に取り組んでいるのである。

このように中小企業家同友会は、一経営者団体として金融問題に対して要望運動、政策提言運動、立法運動という切り口から接近してきたが、それは切実な要望に基づく利用者の立場からの金融機関や金融行政への提言と対応であり、日本の中小企業金融・地域金融問題での貴重な体験であったと評価している。

## 3、中小企業は金融に何を求めているのか

中小企業は金融に何を求めているのかと問われれば、円滑な資金供給を求めていると一言で答えられるだろう。具体的には、次の5点に集約される。

第一に、中小企業の成長・発展に対応した資金調達が可能な環境を求めていること。例えば、創業時に頼りになるのは、国民生活金融公庫（現・日本政策金融公庫）や街の信用組合である。また、中小企業、特に小規模企業にとっては、「丸ごと面倒をみってくれる」金融機関である信用金庫や信用組合が頼りになる。さらに、地域産業の核となる中小製造業や中小流通業を長期で育ててきた中小企業金融公庫（現・日本政策金融公庫）や地方銀行も大きな役割を果たしてきた。このように中小企業は、経営の発展段階や経営課題の資金

需要に対応する金融機関や施策・制度を求めているのである。

第二に、日本経済が不況や金融危機に陥った際の「セーフティネット」としての積極的な金融機関の対応や金融政策を求めていること。よく銀行は、「晴れているときには傘を貸そうとするが、雨が降ったときには傘を貸さない」と批判される。資金繰りに困った時に金融機関に助けられた中小企業は多いが、辛酸をなめさせられた中小企業も少なくない。放漫経営で行き詰るなら仕方ないとも言えるが、金融機能が阻害されるなど外的要因で健全な中小企業が破綻させられる事態はなくさなければいけない。この点で、「セーフティネット」としての政府系金融機関の存在意義は大きい。「貸し渋り・貸し剥がし」や金融機関の破綻など民間金融機関が機能不全に陥った際のバックアップとして政策金融は重要な機能を果たしてきた。また、阪神淡路大震災の際に、民間金融機関が対応の態勢が取れない中で、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫の緊急貸出が給料や取引先への支払が迫っていた多くの中小企業・自営業者にとって極めて大きな支援となったことは忘れられない。

第三に、日本の商取引慣行の中で歴史的に形成されてきた融資取引における貸し手に有利で借り手に不利な諸問題の解決を求めていることである。全国銀行協会は銀行に一方的に有利な前近代的ともいえる銀行取引約定書のひな型を 2000 年によく廃止して以後、「約定書」は個々の銀行ごとに改定してきた。しかし、改善されたとはいえ、個人保証など事実上の無限責任をほとんどの中小企業経営者が背負っているのが現状である。

第四に、日本の中小企業経営の弱点からくる金融問題の解決を求めていること。過剰借入体質と高い現預金比率を特徴とする中小企業は、金融機関の貸出態度の変化で大きく経営を左右される。また、財務体質の弱い中小企業には、金融機関からの長短借入金が一定程度「根雪」のように溜まっており、その根雪のような借入債務は、ほとんどエクイティ（株式）と同じで、それを剥がされる（返済する）と資本不足となり苦境に陥る。そうした借入債務を返済順位の遅い劣後ローンに転換すれば中小企業の資本不足は解消し、資金繰りも安定するが、この方式はあまり普及していない。

第五に、地域経済活性化に果たす金融機関の積極的な役割に期待していること。地域活性化に果たす地元金融機関の役割は極めて重要である。地域金融機関は、全国に 550 機関（2009 年 3 月末現在）、2 万弱の店舗、約 30 万人の役職員が存在し、その資源と知見が有効活用されれば、地域活性化にさらに大きく貢献するであろう。

私たち中小企業家同友会は以上のような視点から、円滑な資金供給を求めて金融行政や金融機関の営業姿勢の改善を要望し、政策提言を行ってきたが、その集大成の一つが金融アセスメント法の提案なのである。

#### 4、金融アセスメント法制定運動から中小企業振興基本条例制定運動へ 金融アセスメント法とはどのような仕組みか

金融アセスメント法とは、個々の金融機関の営業実態を「地域への円滑な資金供給」や「利用者便利」の観点から公的機関が評価・情報公開をし、より望ましい形で金融取引を

行っている金融機関を高く評価することによって、円滑な金融や問題のある金融慣行の是正、より望ましい取引ルールの確立を促そうというものである。自己資本比率を中心とする金融機関の評価システムの転換を迫る制度提案であり、アメリカの地域再投資法を制度設計のヒントとしている (4)。その柱は次の3点である。

第一に、金融機関の公共性を維持し、徹底させること。不当な「貸し渋り」や「貸し剥がし」をなくし、地域や中小企業などの活性化のため、社会的に望ましい分野に資金を円滑に供給する金融の仕組みを実現することである。

第二に、金融機関と借り手の取引慣行の歪みを是正すること。交渉力の乏しい利用者にとって長年歪められてきた金融機関と借り手との間の取引慣行の改善をめざす。物的担保優先主義や連帯保証を「当たり前」に取られるなど借り手だけが一方的にリスクを負うことを改め、利用者の立場が尊重されるルールが必要である。

第三に、現行の裁量型金融行政を利用者参加型金融行政に転換させること。金融行政にかかわる情報はほとんど公開されずに監督官庁の自由裁量でなされてきた。近年、金融庁は金融機関の経営情報の一部を一覧で公開するようになったが、金融アセスメント法はそれを全面的に進め、客観的評価が可能になるよう比較可能な一覧性のある形で公開しようというものである。金融機関の融資姿勢などをインターネットなど入手しやすい形で公開し、その公開データを参考に利用者が使い勝手の良い金融機関を選択したり、利用者の意見の反映ができる参加型の行政システムが求められている。

それでは、どのような基準で金融機関を調査・評価するのか。当会の試案では下記の五つのカテゴリーで調査することを提案している。

(一)「地域貢献度」・・・資金運用に占める地元貸出比率や取引率。地域貢献の状況。多数者利用の度合い(小口多数取引率)。自治体の制度融資取扱比率。

(二)「中小企業貢献度」・・・金融機関が営業を行う地域での預貸率と当該地域での中小企業貸出比率。無担保貸出の比率。第三者保証付貸出の割合。融資申込みから融資実施までの平均日数。起業家や女性企業家、NPO等への融資実績。

(三)「地域住民貢献度」・・・地域住民向け学資ローン、住宅ローンなどの所得階層別構成と融資額。

(四)「取引公正度」・・・利用者、融資先の利便性を高めるための努力や活動状況。銀行約定書などの改善の度合い。融資基準及び融資拒否理由の書面通知の有無。苦情処理ルールの有無。

(五)「資金供給安定度」・・・既存利用者の利便性を著しく害する本支店、出張所の移転・廃止の有無。融資額や融資条件の一方的変更の有無とその状況。

このような地域・中小企業への「お役立ち」の経営姿勢は金融の本来の理念に合致するものとする。この金融システムを実現するため、以下の七点を想定している。

①金融アセスメント委員会を設置すること(当会案では、都道府県ごとに地域・中小企業金融活性化評価委員会を設置し、その総合的な連絡調整のために全国委員会を内閣府の外局として設置)。②アセスメント委員会は、「地域への円滑な資金供給」や「利用者便利」の観点から必要な情報を収集し、金融機関の活動について評価すること。③アセスメント委員会が収集した情報(ただし公開するにふさわしくない一部の情報を除く)および評価の結果を、評価対象金融機関に伝えるとともに、下記④の審査会の審査を経た後、金融シ

システムの利用者たる国民に適切な方法で開示すること。④金融機関の活動に関するアセスメント委員会の評価について、その正当性を審査する審査会を設置すること。⑤評価対象金融機関はアセスメント委員会の評価に不服がある場合には、審査会に再審査を要求することができる。⑥評価対象金融機関が合併等の申請を行った際には、監督官庁はその認可の可否にあたって、アセスメント委員会の評価を考慮に入れるものとする。⑦アセスメント委員会は、評価の検討の際に必要なに応じて地域住民が参加する公聴会を開き、利害関係人の意見を聞くことができる。審査会は、評価結果を開示後、当該金融機関の利用者から異議申し立てを受け、評価を見直すことができること。

このように、金融アセスメント法制度の手法は、行政的規制の強化でなく、金融機関の自主的な取り組みを事後的に評価し、選択を利用者の判断にゆだねるソフトなシステムの法律を想定しているである。

### 金融アセスメント法制定運動の成果と課題

2000年に中同協は、第32回総会で金融アセスメント法制定運動を提起。翌2001年の第33回総会では、金融アセスメント法制定をめざす全国署名運動を提起して運動を本格的にスタートさせた。2002年3月には第一次国会請願（70万名分署名）、2003年3月には第二次国会請願（100万名分署名）を行い、大きな反響を呼んだ。また、地方議会での金融アセスメント法制定の国への意見書採択にも取り組み、2007年3月には1009議会での採択に到達するなど当会の経営環境改善の取り組みの歴史でも特筆すべき運動となった。その特徴は次のように整理できる。

第一の特徴は、学習が重視され、金融情勢を学び、自社の金融対策を検討する場となるなど大学習運動として取り組まれたこと。会員経営者は、金融情勢がどう変化しているのかを学び合い、対応策として経営指針づくり運動の強化や赤字企業からの脱却などの方策によって金融問題を克服していった。

第二に、全国的に署名運動に取り組み、101万人分の署名を集めたことは画期的であり、経営環境改善運動の幅をひろげ、水準を大きく引き上げるものとなった。全国で会員が社員や家族、取引先、商店街、金融機関に署名を訴え、街頭署名活動にも取り組み、大きな反響があるなど、数々のドラマが生まれ、会の結束、求心力を高めた。この経験は、中小企業の経営環境改善運動が国民的運動に広げることができる可能性を示したものと評価できる。

第三に、各地域で金融機関との対話・懇談に取り組むことにより、相互理解と協力関係づくりが進んだこと。金融アセスメント法では評価される側になる金融機関関係者から、金融アセスメント法に理解を示す発言があったり、数多くの署名を集める事例も生まれた。また、地域金融機関との信頼関係づくりは継続的に取り組まれ、金融機関との提携協定等に進展した事例が現在30同友会、95金融機関、10日本政策金融公庫、2信用保証協会、1商工中金に達している（図表1）。

第四に、全国30都道府県、1009の地方議会での意見書採択も中小企業の金融政策に対する要望提言の正当性を裏付け、中小企業家同友会の社会的影響力を広げるものとなった。特に北海道、長野県、滋賀県、岡山県、沖縄県が全自治体議会すべてで採択したことは画期的な成果であった。この地方議会での陳情・請願の経験は、議会を身近なものとし、その

後の政策提言活動などでも活用されるようになり、同友会によっては、支部・地区の地域に対する影響力と責任感をも高めた。

第五に、当会だけでなく、日本の中小企業運動の歴史でもあまり経験してこなかった立法運動というこれまでにない新しい経験を切り開いたこと。中央政界での与野党への働きかけの中で、法律をつくり制定することの難しさを経験するとともに、「はじめに」でも述べたように体系的な制度改革を政策提言することで運動が「後追い」にならず、全体的視点に立った総合的な政策展開が可能になった。この経験は、中小企業憲章制定運動、中小企業振興基本条例制定運動にも生かされている。

## 5、なぜ中小企業憲章運動に取り組んでいるか—金融アセスから中小企業憲章へ

金融政策だけでなく、中小企業憲章運動が必要とされる理由は何か。

第一に、従来通りの経済政策・中小企業政策の延長線上では、たとえ金融アセスメント法が成立してもその期待される効果を発揮できるか疑問が残る。また、金融政策の転換だけでは国民経済の安定的な発展を望むことはできない。中小企業憲章の政策が根幹に据えられてこそ金融政策や金融アセス法の効果が十分に発揮されると考えられる。

第二に、規模の小さい企業や収益力の低い企業、成長性のない企業は「だめな企業」「劣った企業」とみなす傾向が金融行政・金融機関の関係者に強くないだろうか。小さく収益力の低い企業でも地域の人たちに支えられ、あてにされている中小企業も多い。大中小の規模にかかわらず、それぞれに存在理由がある。「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」とする中小企業憲章の中小企業の経済的社会的役割を位置づけた意義を広く国民的認識とする必要がある。

### 中小企業憲章はどのように中小企業を位置づけ、目標をどこに置いているか

2010年6月に閣議決定した「中小企業憲章」は、中小企業の意義を「経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置づけ、基本理念などで中小企業の果たす役割の重要性を次のように述べています。

#### ① 現在果たしている経済的機能

- ・ 中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。
- ・ 創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。
- ・ 意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。
- ・ 経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。

#### ② 現在果たしている社会的機能

- ・ 中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。

- ・ 小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

### ③ 未来に期待される役割

- ・ 医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。
- ・ 起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

### ④ 政府の役割

- ・ 政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。

以上のような、中小企業の役割が十分に発揮されることにより、「中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める」と目標が設定されている。

#### 基本原則

##### 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

#### 行動指針

##### 六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

なぜ、中小企業憲章が日本に必要なのか。

**中小企業が維持・発展することがなぜ必要か、中小企業を行政が公的に支援することが**

**なぜ必要か、中小企業を国民的に応援することがなぜ必要か、などの社会的合理的根拠を改めて国民に問い、根拠を明示することが求められているから。**

中小企業は、日本の経済社会に重要な経済的社会的役割を担っており、日本の企業数の99.7%、従業員数（民営非一次産業、個人事業所を含む）の69.4%を占めるなど日本社会に大きな比重を持っているがゆえに、公的な支援を行う合理的根拠があり、そのことを国民から理解されることが必要です。中小企業への国民の理解を広げていくため、中小企業自身が一層の努力を重ねるとともに、中小企業が発展する必要性の根拠を明示した中小企業憲章を国民に提示することが求められています。

### 中小企業憲章・閣議決定の意義

- ① 中小企業憲章は、政府として初めて中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を示し、政策の理念・考え方を初めて整理した画期的な文書。
- ② 日本には「憲章」と名のつくものは、「児童憲章」（1951年）や「自然保護憲章」（1974年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（2007年）がありましたが、これらは国民会議など会議体をつくり制定したものであり、「中小企業憲章」は初めて閣議決定された憲章です。閣議決定は、政府の決定では一番レベルの高いものであり、全閣僚が決定に責任をもつという性格のものであり、これに従う義務があるという位置づけになります。中小企業憲章は今後、中小企業に関わるすべての政策の立案や制度設計の拠り所、根拠になります。
- ③ 閣議決定を否定する場合は新たな閣議決定に依らなければなりません。政権交代後、安倍政権は中小企業憲章を否定する行動を起こしていませんので、中小企業憲章は現在もなお有効であり、「中小企業政策の基本的考え方と方針」として中小企業庁のホームページにも掲げられています。

## 6、中小企業憲章・条例推進運動の成果と課題

中小企業憲章・条例推進運動は次の10項目にまとめられる。

- ① 中小企業憲章が閣議決定されたことは成果である。しかし、成果はそれに止まらない。多くの人びとが多大な時間を中小企業憲章・振興条例の学習に費やし、経営と結びついた中小企業憲章運動に発展して、その学習圧力も憲章・条例の制定につながったと理解したい。
- ② 中小企業に対する社会教育運動は教育分野に収斂しない。国の中小企業に対する認識を示し、諸政策と国民の認識の転換を促進する壮大な国民運動である。国民の中小企業に対する認識を変えてゆくために中小企業憲章はインパクトを持ちえるのである。
- ③ 今の時代は個別政策だけでは現状を打開できない時代にあり、中小企業憲章のような体系的対案が求められているという認識に至ったことが重要。1990年代後半に「貸し渋り問題」に直面し、個別の問題に個別の対応策を求めていくだけでは問題提起・告



発の域を出ず、後追いの立場しか取れないことが自覚された。そして、金融アセスメント法制定運動に取り組み、体系的な制度改革を政策提言することで効果的に政策の主導権を取れるという認識を深めた。その教訓を生かし、中小企業憲章制定運動を攻勢的に提起することで「先手を打った」運動展開が可能となっているという認識を持つことが大切である。

- ④ 日常の同友会活動が中小企業憲章の内容や意義につながっているという認識が深まった。同友会が取り組む例会や経営指針づくり、共同求人、社員教育などすべての活動を中小企業憲章とのかかわりを意識して取り組むことが重要であり、「より本質的な課題解決の方向は中小企業憲章の中にありそうだ」という関係をつかめることが大切である。中小企業憲章の取り組みは、同友会「三つの目的」の総合実践であるという認識が全国に広がっている。
- ⑤ 中小企業憲章・条例推進運動は全国に広がり、中小企業憲章・条例推進月間行事への参加者が飛躍的に増大したことは、憲章・条例への関心を会の内外に広める原動力となった。2003年の憲章・条例制定運動の提起以来、全国行事（総会、全研、青全交など）の関連分科会参加者は約4千百名に及ぶ（2015年12月現在）。さらに、ブロックや各同友会での憲章・条例に関する例会・研究会への参加者を加えると約1万8千人を超える会員が学習に参加していると推計される。
- ⑥ 政府・管轄行政府・政党等の中小企業政策への関心を新たに高めたこと。「政権交代」後も中小企業憲章の考え方は引き継がれ、中小企業政策が成長戦略の中に定位置を占めるようになった。特に、経済産業省、中小企業庁及び金融庁は政策過程において、「中小企業の声を聴く」姿勢が実行に移されつつある。
- ⑦ 中小企業振興基本条例の制定・見直しをさらに促進していること。中小企業憲章の存在は、条例の内容においても前文を重視し、各地の個性を豊かに開花させ、地域独自の発展の可能性に展望と自信をもたらしている。
- ⑧ 同友会が中小企業憲章や中小企業振興基本条例を提起することなどを通じて行政や地域団体から地域の同友会があてにされ、同友会に対する評価が高まり、地域に対する責任も増していること。今後、自社の経営だけでなく、「地域を語る」「新しい国づくりを語る」ことができる同友会リーダーの多数の輩出が望まれる。
- ⑨ 中小企業憲章・条例推進運動は新たな課題を提起している。憲章の国会決議（主語を政府から国民へ）、省庁横断の中小企業支援会議の設置、中小企業庁の省への昇格、中小企業担当大臣の設置、中小企業基本法の本格的な改定などを検討しようとしている。
- ⑩ 実践的課題としてエネルギーシフトや地方再生をどう位置づけるか、という提起をしている。エネルギーシフトとは、省エネ、地域暖房とコージェネレーション、再生可能エネルギーによる地域内自給をめざすことであるが、大企業による大規模集中型から中小企業による小規模分散型にシフトするという中小企業憲章の領域と重なる意味も興味深い。地方再生も中小企業憲章を中心とすることで真の再生となる。エネルギー

ーシフトや地方再生については中小企業憲章に位置づけられ、今後の課題と考えられる。

以上、同友会にとっては多くの課題が提起されているが、日本の中小企業にとって中小企業憲章は時代を画する事業であった。この成果を一つひとつ結実させる役割の一端を同友会は担っていくことになるだろう。

## 7、中小企業振興基本条例における地域金融の位置づけ

### 中小企業は地域経済振興の担い手

振興条例制定の目的は、中小企業振興と地域振興の共通認識、旗印を持つことと前述したが、なぜ中小企業が地域経済の担い手であると言えるのか、を考えてみたい。

その根拠の第一は、地域の様々な需要を満たすのは中小企業であること。中小企業は地域の需要を満たす「地域需要産業」という性格を持っており、中小企業のレベルによって地域の生活や産業の質が大きな影響を受ける。

第二は、産業集積を形成して地域の中核産業になっていること。中小企業は地域需要産業にとどまらず、産業集積を形成することにより移輸出力をつけ、全国・世界市場を対象とする地域の中核産業になる。

第三は、中小企業の経済活動は地域への再投資に回り波及効果が高いこと。中小企業は所得（付加価値）の地域外への漏出率が低く、地域内での産業連関度も高いため、中小企業の経済活動の地域への波及効果は高い。

第四は、中小企業経営者が社会階層としても地域の核になっていること。大企業にとって地域は利用の対象でしかないが、中小企業は地域と一体化している。中小企業の基盤は地域であり、地域の発展は中小企業の発展に直結している。しかも、中小企業経営者は地元住民としても地域に関わっており、地域経済発展への貢献意欲は強いのである。まちづくりやお祭りへの協力、地域リーダーとしての活動など、地域の社会活動においても中核となっている（以上、黒瀬直宏『中小企業政策』を参照）。

各地で制定されている振興条例でも中小企業が地域経済振興の担い手であることを様々な角度から強調している。例えば、千葉県の振興条例の前文では、「中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要である」と規定している。また、札幌市の振興条例の前文では、「札幌は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業が経済の基盤をなしている。中小企業は、経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしているだけでなく、その振興により、働く人の収入が増え、消費が活発化し、雇用が創出される。さらに、市の税収が増加して福祉や教育などの市民サービスが向上し、まちづくりが発展するなどの好循環が生み出される。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、札幌の産業、経済と市民生活全体にかかわる課題といえる」と中小企業の地域での役割の大切さが市民にも理解されやすいように簡潔に述べられている。

### 広がる中小企業振興基本条例制定運動の取り組み

中小企業家同友会は、2003年から日本での中小企業憲章の制定と地域での中小企業振興基本条例（以下、振興条例）の制定に取り組んできた。中同協では、1990年代から振興条例について研究し、その必要性を認識していたが、具体的に運動として取り組み始めたのは2003年から。同年の中同協総会において「中小企業憲章」「中小企業振興基本条例」の制定に取り組むことを活動方針に掲げた。

中小企業振興基本条例とは、地方自治体が地域の中小企業を重視し、その振興を自治体の行政の柱としていくことを明確化するために策定される条例である。この条例制定の目的は、中小企業振興と地域振興の共通認識、旗印を持つこと。したがって、立派な条文ができることだけが目的でなく、制定に至る過程と制定後に中小企業（団体）など地域の運動主体がいかに当事者意識をもって参画するかが大切であると考えている。なお、私たちは、「中小企業振興基本条例」の名称にこだわるものでなく、地域の状況に応じて、「地域産業振興条例」「中小企業活性化基本条例」「産業活性化推進条例」など名称のバリエーションがあると考ええる。ただし、地域振興の担い手が中小企業であることを明示されていることが最低限必要と考えている。

振興条例等は企業誘致施策のみ規定するなど古いタイプのものが多く、私たちが進めている理念がきちんと位置付けられた総合政策型の振興条例が制定されている自治体は限られる。県レベルでは2002年に「埼玉県中小企業振興基本条例」が初めて制定されて以降、各地の同友会が行政や議会に条例制定を働きかけ関わりを深める中で相次いで制定された（**図表2**）。

また、札幌市が2007年に「札幌市中小企業等振興条例」を改正し、理念型・総合政策型の条例として政令指定都市では初めて施行されたように、市区町村レベルでも2000年代になって活発に条例の制定・見直しが進む傾向が見られる（**図表2**）。

千葉県などの振興条例制定の取り組みを整理すると次の優れた特徴がある。第一に、条例理念の形成にこだわり、理念を高く位置づけていること。条例理念として中小企業振興と豊かな地域づくりは密接不可分の課題と捉えている。第二に、条例文づくりを自己目的化させず、地域ビジョン・戦略論議を先行・並行して行うことで、地域戦略に関して共通の認識のもとに振興条例を作成していること。第三に、条例作成・制定のプロセスに十分時間をかけ、丁寧に行政や議会、中小企業団体などの関係者の共通認識をつくる努力を重ねていること。第四に、行政が中小企業の現場の声を聴き、反映させる仕組みを大切にしていること。第五には、振興条例を作りっぱなしにせず、条例に基づいた施策・事業の実施や産業振興会議等の設置など次のステップに移る仕組みと合意があることである。

### 中小企業振興基本条例の基本構成

振興条例がどのような構成で標準的に組み立てられているかを都道府県の例でみたものが**図表3**である。「①前文」はない場合も多いが、前述のようなユニークな表現の前文もある。

中小企業振興と地域振興についての理念や考え方を条例の「②目的」で述べる場合もあるが、「④基本理念」でどのような理念で施策を推進するかを表明する場合が多い。「③定義」はキーワードとなる用語を定義している。「⑤県の責務」は行政の責務規定である。

「⑥関係者の努力・役割・理解」では、中小企業者の努力規定は当然であるが、最近は大企業者の役割を規定する例が増えている。例えば、「大企業者等は、中小企業と大企業が

共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする」（八尾市・第八条）などと規定されている。

「⑦中小企業振興の基本方針・施策等」では、基本的な方針・施策のアイテムが示されるが、最近では地域の特性を考慮した具体的な施策が細かく提示される例が目立つ。ここでは「9）資金供給（調達）の円滑化」で地域金融が位置づけられている。さらに、「⑧知事の年次報告と意見聴取・公表等」や「⑨財政上の措置」、「⑩施策施行体制（審議会や産業振興会議等の設置）」は、実効性確保手段である。罰則や公表のような強制力はないが、条例の理念や施策の実効性を高める意義がある。例えば、千葉県の振興条例では、基本方針を定める上で、知事は「広く県民の意見を求め」、意見・情報を考慮して方針を定め、公表するという手続きを明示し、「知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表する」「中小企業者その他の関係者の意見を聴く」（第十七条）という画期的な規定があり注目される。

### 中小企業振興基本条例における地域金融の位置づけ

では、基本的な方針・施策の中に提示されている「9）資金供給（調達）の円滑化」を具体的に見てみたい。埼玉県の振興条例では、「中小企業に対する金融の円滑化の推進に関する施策」（第四条）を振興施策の大綱に掲げ、「中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること」（第五条）を県の責務の一つとしている。

このように、これまで制定された振興条例では埼玉県の例のように基本方針・施策の項目でおおむね「中小企業者の資金調達の円滑化を図ること」と一般的に規定されている。しかし、ある県の振興条例の検討過程では、「円滑な資金調達を促進するため、県単融資制度による金融支援、信用保証協会と連携した信用保証機能の強化その他の必要な施策を講ずるものとする」といような踏み込んだ具体的表現が原案にあったが、制定時は前記の一般的な表現となった。地方自治体の「金融行政」の手段と責任をあまり具体的に規定したくないという判断が働いたのであろうか。今後、振興条例の制定や見直しの際には、「金融の円滑化」や「効果的な融資制度の充実」とはどのような内容であるのかを検討することは重要な課題である。

その後、2012年の愛知県中小企業振興基本条例の制定あたりから「⑥関係者の努力・役割・理解」の項目に「金融機関の役割」を明記することが一般的となった。関係者によれば、「それまで金融は国政マターだった。ところが、『中小企業経営力強化支援法』（2012年）が施行され、金融機関も認定支援機関に登録されると、地域経済に影響を与えるものとして基本条例の対象となった」と述べた。

#### 【愛知県中小企業振興基本条例の例】

（金融機関の配慮等）

**第九条** 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

また、振興条例の具体的な推進のため「産業振興会議」などを設置する場合も、その構成メンバーに金融機関の関係者を加え、金融機関の立場から中小企業支援、地域支援の役割を担ってもらわなければならない。例えば、沖縄県の中小企業振興会議では、沖縄振興開発金融公庫の理事が委員となっている。神奈川県の中小企業活性化推進審議会では、神奈川県信用金庫協会の会長が委員である。

## 8、運動に「もし」が許されるなら

### (1) 金融アセスメント法を民間で運営するとしたら

- 2003年3月、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」が発表され、それを受けて金融庁は「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」策定した。「報告」は、リレーションシップバンキング機能強化に向けた取り組みを提言し、特に「地域貢献についての情報開示及び評価による地域経済の活性化に資する取り組みの強化」を掲げ、「提供された情報は、将来的には、例えばNPO等の第三者機関が、中小・地域金融機関が果たしている地域貢献の状況について、利用者の立場から評価する際に活用するようになることも考えられ」と述べており、金融アセス法の考え方に通じるものとして注目される。
- 愛知県と埼玉県で中小企業家同友会が会員アンケートを実施し、「あなたは、最も面倒見が良いと思われる金融機関はどこですか」の項目で、いずれも地方銀行がトップとなった。利用者の人気投票は可能。

### (2) 中小企業憲章や金融アセスメント法制定のための運動を起こすために国会内に「〇〇〇〇期成同盟」のようなものをつくってはどうか。

- 中小企業憲章・条例推進月間キックオフ会議を年1回、2012年から6回行い、国会議員の出席が、12名→11名→25名→36名→17名→41名と経済産業委員会の先生方の中心に一定の方の出席を確保してきた。

以上

### (注)

- (1) 金融アセスメント法とは、金融機関と借り手側の取引慣行の歪みを是正し、中小企業と地域金融の共存共栄をはかるため、地域や中小企業への円滑に資金供給する金融機関の努力の度合いを評価・公開し、金融機関の選択を利用者の判断にゆだねる仕組みを法制化しようというもの。山口義行氏が提言し、中小企業家同友会が「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(金融アセスメント法)の制定を求めて署名運動など立法運動に取り組んだ。
- (2) 中同協は毎年、「国の政策に対する中小企業家の要望・提言」を作成し、実現を国や各政党など関係各方面に働きかけているが、金融アセスメント法制定は2000年から

一貫して要望している。

- (3) 中小企業憲章は、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業（自営業を含む）の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱にすえることを国民の共通の認識とするものであり、また、中小企業憲章の精神を実現するために、国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる指針となるもの。すでに、EUでは、2000年に「欧州小企業憲章」を制定し、中小企業を「ヨーロッパ経済の背骨（バックボーン）」「雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である」との理念を掲げ、ヨーロッパ経済戦略の中核に中小企業を位置付けている。中同協は、2003年から中小企業憲章制定運動に取り組んでおり、最近では「中小企業憲章草案・第一次案・会内討議資料」（「中小企業家しんぶん」2009年6月15日付）を發表し、会内外での討論を呼びかけている。2010年閣議決定として実現した。
- (4) 地域再投資法（The Community Reinvestment Act、以下CRA）は、1977年に主に住宅ローンにおけるマイノリティへの融資差別慣行を是正するために制定されたものである。1989年には、地域の信用需要に応えているかどうかに関して、4段階に金融機関を格付けするという改革が行われた。1997年からは、評価基準を貸付基準、サービス基準、投資基準の3つのカテゴリーで具体的に点数化した。このように、当初のマイノリティに対する融資差別の是正をめざすという同法の性格は、より地域全般に対する貢献度を評価する方向に強化されている。そして、金融機関の合併・買収や支店の開設など可否を評価基準に基づいて判断することになっている。

#### （参考文献）

- 赤石義博『幸せの見える社会づくり』（中小企業家同友会全国協議会、2007年）
- 植田浩史『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』（自治体研究社、2007年）
- 植田浩史・立見淳哉『地域産業政策と自治体』（創風社、2009年）
- 瓜田靖「信用組合への中小企業家からの提言」『信用組合への提言』（全国信用組合中央協会、2003年）
- 瓜田靖「相互扶助精神と企業家精神の再興と連携」『いまなぜ信金・信組か～協同組織金融機関の存在意義』（日本経済評論社、2007年）
- 瓜田靖「中小企業は『実践を熱望』するのみ～新金融行政方針、現状を変える可能性」『金融ジャーナル』（金融ジャーナル社、2017年1月号）
- 瓜田靖「中小企業家同友会と信用金庫との連携」『信用金庫』（2017年4月号）
- 岡田知弘『地域づくりの経済学入門』（自治体研究社、2005年）
- 黒瀬直宏『中小企業政策』（日本経済評論社、2006年）
- 『THINK SMALL FIRST（中同協・中小企業憲章ヨーロッパ視察報告）』（中小企業家同友会全国協議会、2008年）
- 山口義行『今こそ「金融アセスメント法」を制定しよう』（二一世紀政策構想フォーラム・ブックレット、2001年）

図表1

# 金融機関・信用保証協会との連携 などの状況

2017年12月20日現在

※中同協「企業連携等に関わる実態調査」(2017年3月実施)の結果に一部加筆。

同友会	金融機関が会員 となっている	金融機関との協 定	会員候補の 紹介	金融機関の 例会・活動参加	金融機関の来賓 招待	その他
北海道	金融機関は総務 運営規定により 入会資格無し	北洋銀行、北海 道銀行、釧路信 用金庫、旭川信 用金庫	帯広信用金 庫	例会に参加、報 告者になることも ある	新年交礼会や総 会等に頭取や理 事長、役員、支店 長が参加	北海道信用 金庫協会と 初の意見交 換会
秋田		(株)日本政策金 融公庫 秋田支 店、および大館 支店、秋田県信 用保証協会	秋田県信用 保証協会	秋田県信用保証 協会とは、共催企 画(例会)を開催し ている、常勤理事 や 総務企画部長が 熱意を持って例 会等にも出席して 下さっています	(株)日本政策金融公庫秋田支 店、秋田県信用保証協会、秋 田銀行、北都銀行、 秋田信用金庫を総会と新春例 会に常に招待。それぞれ支店 長、会長、専務取締役、理事 等の幹部が出席している場合 が多い	
山形		きらやか銀行、 山形信用金庫、 米沢信用金庫、 鶴岡信用金庫、 新庄信用金庫 (他に山形大学)	きらやか銀 行		全県行事に政策 金融公庫、県信 用保証協会、県 内3地銀、4信用 金庫を招待。頭 取・常務・理事長・ 専務理事等参加	日本政策金 融公庫、県 信用保証協 会と意見交 換

福島		県内全金融機関(東邦銀行、福島銀行、大東銀行、会津信用金庫、郡山信用金庫、白河信用金庫、須賀川信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、二本松信用金庫、福島信用金庫、福島県商工信用組合、いわき信用組合、相双五城信用組合、会津商工信用組合)		地区によって時折来ている。		
茨城		日本政策金融公庫		日本政策金融公庫	全県行事代理出席	地銀(常陽銀行)との協定を検討中
埼玉		日本政策金融公庫5支店(さいたま・浦和・熊谷・川越・越谷)		している		
千葉		千葉銀行→新支部設立の際など散発的に		県の記念行事等の場合		
東京	東京三共、東、足立清和、城南、西京、さわやか、巢鴨、西武、多摩など9つの信用金庫、第一勧業信用組合	西武信用金庫、新銀行東京		各支部の例会に参加している	上記の信用金庫など	
神奈川	7金融機関(5信金、2地銀)	横浜信用金庫、かながわ信用金庫				
山梨	甲府信用金庫	日本政策金融公庫甲府支店、県信用保証協会		県総会などに来賓招待		
長野			長野信用金庫、上田信用金庫 他	県内各信用金庫の業務部か支店長、長野銀行	支部設立、5周年とか節目に頭取・理事長	地域経済情勢等の例会報告 特別報告者
新潟		大光銀行と包括連携協定		大光銀行など	定時総会、フォーラム、賀詞交歓会	
富山		日本政策金融公	富山第一銀	日本政策金融公		



		庫、富山県信用 金庫連合会	行	庫		
石川		北國銀行、北陸銀行、金沢信用金庫の三行同時 締結予定			北國銀行(頭取)、金沢信用金 庫(理事長)	
福井		日本政策金融公庫福井支店・武生支店、北陸銀行、福井信用金庫、福邦銀行				
静岡	富士宮信用金庫、三島信用金庫			静岡中央銀行		信用金協会 理事との意 見交換
愛知					あいち経営フォー ラム／日銀名古 屋支店長、第2地 銀3行、愛知県信 用金庫協会	愛知同友会 では、金融 機関に入会 を認めており ません
三重					百五銀行、三重銀行、第三銀 行、日本政策金融公庫、桑名 信用金庫、北伊勢上野信用金 庫、三重県信用農業協同組合 連合会の頭取・理事長が来賓と して参加	
岐阜					岐阜県信用保証協会・常務理 事	
滋賀					新春例会、研究集会は招待す るが参加は無し	
京都		京都銀行、京都 信用金庫、京都 中央信用金庫	あり	あり	定時総会	
奈良		日本政策金融公庫奈良支店・(株)南都銀行・奈良 信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫			総会に理事長や取締役の来賓 参加	
鳥取					執行役員等	

岡山		中国銀行、トマト銀行、おかやま信用金庫、水島信用金庫、津山信用金庫、玉島信用金庫、備北信用金庫、吉備信用金庫、日生信用金庫、備前信用金庫、笠岡信用組合、日本政策金融公庫4支店(岡山、津山、倉敷、福山)	おかやま信用金庫の行員帯同による取引先訪問	県レベルの大きな行事には頭取などを来賓招待するほか、一般行員や支店長もゲスト参加	新春経営講演会 定時総会・に来賓参加	新春経営講演会は全提携金融機関に後援依頼と同時にチラシによる告知を依頼
広島		広島信用金庫	広島信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、広島銀行など	日本銀行広島支店長、広島銀行頭取、もみじ銀行頭取、広島信用金庫理事長、呉信用金庫理事長、広島市信用組合常務理事、広島県信用組合理事長、両備信用組合理事長、日本政策金融公庫広島支店長、商工組合中央金庫広島支店長	
山口		東山口信用金庫				
香川		百十四銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫		経営研究集会	定時総会、経営研究集会	
徳島	四国銀行、百十四銀行、阿波銀行				阿波銀行・徳島銀行 20周年行事	
愛媛	会員対象外	愛媛信用金庫、日本政策金融公庫		松山支部総会で日本公庫・松山支店長が報告	定時総会・経営フォーラムに愛媛信用金庫理事長・日本公庫各支店長を招待している	
高知	四国銀行安芸支店					
福岡		日本政策金融公庫、県内8つの信用金庫		金融機関支店との交流会	定期総会や経営者フォーラム、地区新年祝賀会等	

佐賀		佐賀県信用金庫協会および佐賀県下4信用金庫(佐賀信用金庫・唐津信用金庫・伊万里信用金庫・九州ひぜん信用金庫)			
長崎	長崎県民信用組合、佐世保中央信用組合	日本政策金融公庫(長崎支店・佐世保支店)、商工組合中央金庫(長崎支店・佐世保支店)		親和銀行、十八銀行、たちばな信用金庫、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、政策金融公庫、商工組合中央金庫、長崎県民信用組合、福江信用組合、佐賀銀行	
熊本	熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合	熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫		日銀熊本支店、県信用保証協会、第1第2地銀、上記信金・信組等	
大分	大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫	大分県信用金庫協会	支部例会に参加	定時総会	
宮崎		宮崎県信用金庫協会(県内5信用金庫) 宮崎太陽銀行		経営フォーラム、新春経営者交流会 支部総会	2017年2月信用金庫協会を通じて県内5信用金庫との懇談会開催
沖縄		琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行	支部での支店長との懇談会	頭取や理事長など参加事例 県総会、支部総会	

作成) 中小企業家同友会全国協議会

## 図表2 中小企業振興基本条例の制定一覧

2017年11月7日現在

### 【県レベルでの振興条例一覧】

- 2002年 「埼玉県中小企業振興基本条例」
- 2004年 「茨城県産業活性化推進条例」
- 2005年 「三重県地域産業振興条例」
- 2006年 「福島県中小企業振興基本条例」

- 2007 年 「千葉県中小企業の振興に関する条例」、「熊本県中小企業振興基本条例」、「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」、「青森県中小企業振興基本条例」、「京都府中小企業応援条例」
- 2008 年 「奈良県中小企業振興基本条例」、「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」、「神奈川県中小企業活性化推進条例」、「山口県ふるさと産業振興条例」
- 2009 年 「福井県中小企業振興条例」
- 2010 年 「大阪府中小企業振興基本条例」
- 2011 年 「岡山県中小企業振興条例」、「群馬県中小企業憲章」
- 2012 年 「香川県中小企業振興条例」、「富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例」、「中小企業の振興に関するかごしま県民条例」、「愛知県中小企業振興基本条例」、「ふるさと愛媛の中小企業振興条例」、「山形県中小企業振興条例」、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」、「鳥取県産業振興条例」
- 2013 年 「大分県中小企業活性化条例」、「宮崎県中小企業振興条例」、「和歌山県中小企業振興条例」
- 2014 年 「長野県中小企業振興条例」、「秋田県中小企業振興条例」、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」
- 2015 年 「ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例」、「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」、「岩手県中小企業振興条例」、「新潟県小規模企業の振興に関する基本条例」、「宮城県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」、「福岡県中小企業振興条例」、「兵庫県中小企業の振興に関する条例」、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」、「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」
- 2016 年 「山梨県中小企業・小規模企業振興条例」、「北海道小規模企業振興条例」、「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」、「群馬県小規模企業振興条例」、「静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例」
- 2017 年 「奈良県小規模企業振興基本条例」、「広島県中小企業・小規模企業振興条例」
- 以上、44 道府県

#### 【市区町レベルでの振興条例一覧】（理念型条例・総合政策型条例のみ）

- 1979 年 「東京都・墨田区中小企業振興基本条例」
- 1983 年 「東京都・港区中小企業振興基本条例」
- 1990 年 「東京都・葛飾区中小企業振興基本条例」
- 1991 年 「東京都・台東区中小企業振興に関する基本条例」
- 1992 年 「東京都・千代田区中小企業振興基本条例」
- 1995 年 「東京都・中央区中小企業の振興に関する基本条例」、「東京都・大田区産業のまちづくり条例」
- 1998 年 「岐阜県・中津川市中小企業の振興に関する基本条例（改正）」
- 1999 年 「東京都・世田谷区産業振興基本条例」
- 2000 年 「東京都・目黒区中小企業振興基本条例」、「長野県・諏訪市中小企業振興基本条例」、「広島県・府中市企業活性化基本条例」

- 2001年 「大阪府・八尾市中小企業地域経済振興基本条例」、「宮城県・塩竈市中小企業振興条例」、「長野県・飯島町産業振興条例」
- 2003年 「東京都・八王子市いきいき産業基本条例」
- 2004年 「千葉県・習志野市産業振興基本条例」、「東京都・三鷹市産業振興基本条例」
- 2005年 「東京都・練馬区産業振興基本条例」、「東京都・板橋区産業活性化基本条例」、「東京都・足立区経済活性化基本条例」、「東京都・荒川区産業振興基本条例」、「埼玉県・八潮市産業経済振興条例」、「千葉県・柏市産業振興基本条例」、「栃木県・佐野市中小企業振興基本条例」
- 2006年 「東京都・豊島区商工振興条例」、「東京都・西東京市商工業振興基本条例」、「東京都・国立市中小企業振興基本条例」、「新潟県・燕市中小企業振興条例」、「千葉県・鎌ヶ谷市商工業振興条例」、「千葉県・茂原市商業振興基本条例」
- 2007年 「北海道・帯広市中小企業振興基本条例」、「北海道・札幌市中小企業振興条例（改正）」、「静岡県・富士市中小企業振興基本条例」、「兵庫県・宝塚市産業振興基本条例」、「北海道・下川町中小企業振興基本条例」、「埼玉県・春日部市商工業振興基本条例」、「東京都・東大和市産業振興基本条例」、「千葉県・船橋市産業振興基本条例」、「千葉県・流山市産業振興基本条例」、「石川県・輪島市産業振興基本条例」
- 2008年 「北海道・北広島市商工業振興基本条例」、「千葉県・成田市商工業の振興に関する条例」、「東京都・江東区地域経済活性化基本条例」、「石川県・野々市町中小企業振興基本条例」、「熊本県・菊池市中小企業振興基本条例」、「熊本県・山鹿市商工業振興基本条例」、「東京都・町田市産業振興基本条例」、「新潟県・新発田市中小企業活性化推進基本条例」、「千葉県・八千代市産業振興基本条例」
- 2009年 「北海道・釧路市中小企業基本条例」、「北海道・別海町中小企業振興基本条例」、「新潟県・阿賀野市産業経済振興条例」、「大阪府・吹田市産業振興条例」、「岩手県・一関市産業振興基本条例」、「熊本県・八代市商工業振興基本条例」、「山梨県・北杜市中小企業振興基本条例」、「千葉県・佐倉市産業振興条例」、「鳥取県・倉吉市くらしよし産業元気条例」、「熊本県・水俣市中小企業振興基本条例」
- 2010年 「北海道・中標津町中小企業基本条例」、「北海道・函館市中小企業基本条例」、「神奈川県・横浜市中小企業振興基本条例」、「埼玉県・川口市中小企業振興条例」、「熊本県・合志市中小企業等振興基本条例」、「大阪府・枚方市産業振興基本条例」、「沖縄県・那覇市中小企業振興基本条例」、「千葉県・松戸市商業振興条例」
- 2011年 「北海道・厚岸町中小企業振興基本条例」、「埼玉県・戸田市中小企業振興条例」、「北海道・弟子屈町中小企業基本条例」、「香川県・丸亀市産業振興条例」、「東京都・新宿区産業振興基本条例」、「大阪府・大東市地域産業振興基本条例」、「北海道・旭川市中小企業振興基本条例」、「熊本県・菊陽町中小企業等振興条例」、「岡山県・総社市中小企業振興基本条例」、「秋田県・仙北市産業振興基本条例」、「大阪府・大阪市中小企業振興基本条例」、「沖縄県・沖縄市中小企業振興基本条例」、「神奈川県・横須賀市中小企業振興基本条例」、「千葉県・市

- 川市産業振興基本条例」、「千葉県・我孫子市商工業振興基本条例」
- 2012 年 「京都府・与謝野町中小企業振興基本条例」、「山口県・宇部市中小企業振興基本条例」、「山口県・山口市ふるさと産業を振興する条例」、「大阪府・岸和田市中小企業振興条例」、「大阪府・泉南市商工業振興基本条例」、「大阪府・貝塚市商工業振興条例」、「滋賀県・栗東市中小企業振興基本条例」、「愛知県・安城市中小企業振興基本条例」、「福岡県・直方市中小企業振興条例」、「愛知県・高浜市産業振興条例」、「北海道・倶知安町中小企業振興基本条例」、「青森県・青森市中小企業振興基本条例」、「熊本県・熊本市中小企業振興基本条例」、「香川県・高松市中小企業基本条例」、「高知県・南国市中小企業振興基本条例」、「千葉県・木更津市産業振興基本条例」
- 2013 年 「千葉県・白井市産業振興条例」、「大阪府・東大阪市中小企業振興条例」、「大阪府・寝屋川市産業振興条例」、「大阪府・交野市産業振興基本条例」、「愛知県・名古屋市中小企業振興基本条例」、「北海道・苫小牧市中小企業振興条例」、「北海道・北見市中小企業振興基本条例」、「北海道・恵庭市中小企業振興基本条例」、「秋田県・由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例」、「愛媛県・東温市中小零細企業振興基本条例」、「香川県・三豊市産業振興基本条例」、「山形県・飯豊町中小企業等振興条例」、「北海道・登別市中小企業地域経済振興基本条例」、「東京都・日野市工業振興条例」、「沖縄県・うるま市中小企業振興基本条例」、「愛知県・知立市中小企業振興基本条例」、「香川県・観音寺市中小企業振興条例」、「神奈川県・相模原市がんばる中小企業を応援する条例」、「京都府・京丹後市商工業総合振興条例」、「兵庫県・三木市中小企業振興条例」、「群馬県・前橋市中小企業振興基本条例」、「福井県・坂井市中小企業振興基本条例」、「香川県・善通寺市中小企業振興基本条例」、「長崎県・大村市中小企業振興基本条例」、「沖縄県・名護市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「大阪府・泉佐野市中小企業振興基本条例」、「千葉県・銚子市地域産業振興条例」、「兵庫県・篠山市商工業振興基本条例」、
- 2014 年 「宮城県・白石市中小企業振興基本条例」、「島根県・雲南市中小企業振興基本条例」、「愛媛県・松山市中小企業振興基本条例」、「大阪府・和泉市中小企業振興条例」、「新潟県・新潟市中小企業振興基本条例」、「群馬県・館林市中小企業振興基本条例」、「東京都・杉並区産業振興基本条例」、「熊本県・宇土市中小企業振興基本条例」、「埼玉県・深谷市産業振興条例」、「福岡県・北九州市中小企業振興条例」、「大分県・大分市中小企業振興基本条例」、「沖縄県・石垣市中小企業振興基本条例」、「長崎県・松浦市中小企業振興基本条例」、「石川県・加賀市中小企業振興基本条例」、「岐阜県・みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」、「千葉県・君津市産業振興条例」
- 2015 年 「宮城県・仙台市中小企業活性化条例」、「北海道・根室市中小企業振興基本条」、

「北海道・北斗市中小企業振興基本条例」、「静岡県・富士宮市中小企業振興基本条例」、「鹿児島県・霧島市中小零細企業振興条例」、「富山県・南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例」、「山形県・米沢市中小企業振興条例」、「山形県・天童市中小企業振興条例」、「和歌山県・和歌山市産業振興基本条例」、「新潟県・聖籠町小規模企業振興基本条例」、「徳島県・徳島市中小企業振興基本条例」、「岩手県・北上市地域産業振興基本条例」、「福井県・越前市中小企業振興基本条例」、「長崎県・平戸市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」、「福岡県・田川市中小企業振興基本条例」、「愛知県・大府市中小企業の振興でまちを元気条例」、「愛知県・常滑市中小企業振興基本条例」、「愛知県・豊明市小規模事業者振興基本条例」、「沖縄県・宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」、「神奈川県・川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」、「沖縄県・南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「福島県・福島市中小企業振興基本条例」、「青森県・三沢市中小企業振興条例」、「北海道・新得町産業振興基本条例」、「北海道・音威子府村中小企業振興基本条例」、「山梨県・韮崎市中小企業・小規模事業者振興基本条例」、「静岡県・磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例」、「静岡県・三島市中小企業振興条例」、「山口県・山陽小野田市中小企業振興基本条例」、「秋田県・美郷町中小企業振興条例」、「埼玉県・川越市中小企業振興基本条例」、「熊本県・益城町中小企業振興基本条例」、「新潟県・十日町中小企業・小規模企業振興条例」、「大阪府・四條畷市産業振興基本条例」、「山口県・防府市中小企業振興基本条例」、「愛知県・新城市地域産業総合振興条例」、「兵庫県・養父市中小企業等振興基本条例」、「新潟県・出雲崎町中小企業・小規模企業振興条例」、「兵庫県・福崎町商工業振興基本条例」

2016年 「福島県・いわき市中小企業・小規模企業振興条例」、「福岡県・飯塚市中小企業振興基本条例」、「大分県・日田市中小企業振興基本条例」、「大分県・豊後高田市中小企業振興基本条例」、「北海道・室蘭市中小企業振興条例」、「新潟県・村上市中小企業振興基本条例」、「新潟県・佐渡市中小企業・小規模企業振興条例」、「山口県・柳井市中小企業振興基本条例」、「群馬県・みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「広島県・廿日市市産業振興基本条例」、「新潟県・魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・奥出雲町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「山梨県・南アルプス市中小企業及び小規模企業振興基本条例」、「山梨県・市川三郷町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「山口県・岩国市中小企業振興基本条例」、「北海道・真狩村小規模企業振興基本条例」、「兵庫県・丹波市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「愛知県・小牧市中小企業振興基本条例」、「山形県・川西町中小企業・小規模事業者振興条例」、「徳島県・鳴門市中小企業振興基本条例」、「大分県・佐伯市中小企業活性化基

本条例」、「島根県・益田市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「静岡県・藤枝市地域経済を支える『がんばる中小企業』振興基本条例」、「山梨県・甲府市中小企業・小規模企業振興条例」、「山梨県・甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「石川県・白山市中小企業振興基本条例」、「福島県・須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「沖縄県・浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・美郷町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・海士町小規模企業振興基本条例」、「千葉県・富里市産業振興基本条例」、「山梨県・笛吹市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「山梨県・富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例」、「栃木県・日光市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「富山県・高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例」、「岐阜県・白川町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「広島県・北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「岐阜県・七宗町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「群馬県・長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例」、

2017 年 「福島県・郡山市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・邑南町中小企業・小規模企業振興条例」、「島根県・隠岐の島中小企業・小規模企業振興基本条例」、「島根県・知夫村小規模企業振興基本条例」、「静岡県・焼津市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「愛知県・東海市中小企業振興基本条例」、「愛知県・刈谷市中小企業振興基本条例」、「徳島県・小松島市中小企業・小規模企業振興条例」、「長崎県・雲仙市中小企業振興基本条例」、「栃木県・足利市中小企業及び小規模企業振興条例」、「栃木県・那須烏山市中小企業振興基本条例」、「栃木県・矢板市中小企業・小規模企業に関する条例」、「富山県・小矢部市中小企業の振興及び小規模企業の持続的発展の促進に関する基本条例」、「静岡県・沼津市中小企業振興基本条例」、「香川県・土庄町中小企業振興基本条例」、「北海道・稚内市中小企業振興基本条例」、「静岡県・牧之原市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「宮城県・女川町中小企業及び小規模企業振興基本条例」、「埼玉県・久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「新潟県・南魚沼市中小企業者等振興基本条例」、「福島県・三島町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「愛媛県・八幡浜市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「長野県・池田町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「岐阜県・御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「福島県・天栄村中小企業振興基本条例」、「島根県・川本町中小企業・小規模企業振興基本条例」、「北海道・羅臼町産業振興基本条例」、「福岡県・宮若市中小企業振興条例」、「福岡県・嘉麻市中小企業振興基本条例」、「福岡県・福岡市中小企業振興条例」、「徳島県・阿南市中小企業振興基本条例」、「大分県・国東市中小企業振興基本条例」、「大分県・由布市中小企業振興基本条例」、「栃木県・栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」、「栃木県・大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」、「栃木県・野木町中小企業・小規模企業の振興に関する条例」



以上、259 市区町村（197 市 17 区 41 町 4 村）

作成）中小企業家同友会全国協議会

### 図表3 中小企業振興基本条例の基本構成（都道府県の場合）

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 定義
- ④ 基本理念
- ⑤ 県の責務
- ⑥ 関係者（市町村、中小企業者等、中小企業団体、金融機関、大学等、大企業等、県民）の努力・役割・理解
- ⑦ 中小企業振興の基本方針・施策等
  - 1) 経営革新の促進
  - 2) 創業の促進
  - 3) 創造的事業活動の促進
  - 4) 経営資源の確保
  - 5) 連携の促進
  - 6) 人材の確保・育成の支援
  - 7) 産業集積・商業集積の活性化
  - 8) 受注機会の増大
  - 9) 資金供給（調達）の円滑化
  - 10) その他（安心して子供を産み育てられる雇用環境の整備等）
- ⑧ 知事の年次報告と意見聴取・公表等
- ⑨ 財政上の措置
- ⑩ 施策施行体制（審議会や産業振興会議等の設置）
- ⑪ 市町村に対する支援
- ⑫ 施行期日等

作成）瓜田